

事務連絡

令和7年1月28日

各民間発注者団体 ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号）等をもって従来から運用してきたところです。

今般、改正建設業法施行令の一部施行の適切な運用を図る等のため、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、令和7年2月1日から適用することとしましたので、お知らせ致します。

貴団体参加企業様に御周知いただきますようお願いいたします。

本マニュアルは、以下アドレスから当省HPに入って頂き、ご確認頂けますと幸いです。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

<補足>

12/6の当省報道発表資料^{*}において、各種金額要件の見直しに、「監理技術者の配置を要する下請代金額の下限」を明記しておりませんが、左記金額も2月1日付で見直し（特定建設業許可を有する下請代金額の下限と同様）となりますので念のためお伝えさせて頂きます。

※HPアドレス：

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00267.html

なお、お問合せにつきまして、急を要する場合以外は、以下のメールアドレス宛てにご連絡頂けますと大変助かります。

<メール送付先>

送付先：国土交通省建設業課技術検定係

メールアドレス：hqt-kensetsugyouka@ki.mlit.go.jp

以上